

# 第81回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

## 事業報告

主要な事業所

新株予約権等の状況

会計監査人に関する事項

会社の体制及び方針

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

ニッコンホールディングス株式会社

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.nikkon-hd.co.jp/ir/stock/general\\_meeting\\_doc/](https://www.nikkon-hd.co.jp/ir/stock/general_meeting_doc/)) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 主要な事業所

#### ① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都中央区

#### ② 主要な連結子会社

会社名	事業所名	所在地
日本梱包運輸倉庫株式会社	本社	東京都中央区
株式会社日本陸送	本社	三重県鈴鹿市
株式会社メイコン	本社	愛知県小牧市
日本運輸株式会社	本社	群馬県大泉町
株式会社オートテックジャパン	本社	栃木県芳賀町
中越テック株式会社	本社	東京都江東区
株式会社イトー急行	本社	愛知県瀬戸市
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	本社	米国オハイオ州

## 2. 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		2011年度新株予約権	2012年度新株予約権
発行決議日		2011年6月29日	2012年7月13日
新株予約権の数		205個	183個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,500株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 18,300株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2011年7月20日から 2046年7月19日まで	2012年7月31日から 2047年7月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 205個 目的となる株式数 20,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 183個 目的となる株式数 18,300株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2013年度新株予約権	2014年度新株予約権
発行決議日		2013年6月27日	2014年6月27日
新株予約権の数		122個	106個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,200株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,600株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2013年7月23日から 2048年7月22日まで	2014年7月23日から 2049年7月22日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 122個 目的となる株式数 12,200株 保有者数 3名	新株予約権の数 106個 目的となる株式数 10,600株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2015年度新株予約権	2016年度新株予約権
発行決議日		2015年6月29日	2016年6月29日
新株予約権の数		81個	105個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,100株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2015年7月28日から 2050年7月27日まで	2016年7月22日から 2051年7月21日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 81個 目的となる株式数 8,100株 保有者数 3名	新株予約権の数 105個 目的となる株式数 10,500株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2017年度新株予約権	2018年度新株予約権
発行決議日		2017年6月29日	2018年6月28日
新株予約権の数		82個	69個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,200株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 6,900株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2017年7月22日から 2052年7月21日まで	2018年7月21日から 2053年7月20日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 82個 目的となる株式数 8,200株 保有者数 3名	新株予約権の数 69個 目的となる株式数 6,900株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1.新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日となる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- 2.上記1.にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- 3.その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### 3. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	57百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

- (注) 1.当社の監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2.当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
- 3.当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

#### (3) 責任限定契約の内容

当社と会計監査人との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

#### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、職務遂行状況などを総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確認できないと認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 4. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

ニッコンホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びその子会社（以下、「ニッコンホールディングスグループ」という。）における業務の適正を確保するため、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

#### 内部統制システム構築に関する基本方針

- 1 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号）  
監査等委員会の職務の執行のために必要となる使用人（以下「補助使用人」という。）を置く。
- 2 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（同項第2号）
  - (1) 補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する範囲内において、監査等委員である取締役の指揮命令に従う。
  - (2) 補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
- 3 監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同項第3号）  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役の補助使用人に対する指揮命令を不当に制限しない。
- 4 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制（同項第4号）
  - (1) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を聴取・把握するため、取締役会のほか、経営戦略会議その他の重要な会議又は委員会・報告会等に出席することができ、必要に応じて説明を求め、また、関係資料を閲覧することができる。
  - (2) 監査等委員である取締役に定期的な報告すべき事項（グループ会社を含む。）
    - i 経営・事業の遂行状況、財務状況
    - ii 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む。）
    - iii リスク及びリスク管理の状況
    - iv コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
  - (3) 監査等委員である取締役に臨時的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
    - i 会社に著しい損害・被害・信用の低下、業績へ影響を及ぼす恐れのある事実
    - ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関して不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実
    - iii 内部通報制度に基づき通報された事実
    - iv 当局検査、外部監査の結果

- v 当局から受けた行政処分等
- vi 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定（改廃）
- vii 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書の内容等
- viii 社内規則、規程、基準等に違反する重大な事実
- ix その他、監査等委員である取締役又は監査等委員会が必要に応じて報告を求める事項

5 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（同項第5号）

監査等委員会に前項に規定する報告を行ったニッコンホールディングスグループの取締役及び使用人等に対する人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。（同項第5号）

6 取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（同項第6号）  
当社は監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求があった場合は速やかに支払う。

7 その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（同項第7号）

(1) 代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、当社の経営方針を説明するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査等委員である取締役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務を遂行するにあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、内部監査部門の体制と環境を整備する。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会計監査人と定期的な会合をもつほか、会計監査人の往査に立会うなど、会計監査人と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、体制と環境を整備する。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が監査を実施するにあたり必要な場合には、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）を活用することができるよう、体制と環境を整備する。

8 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号八前段）

(1) 取締役は、取締役会が定める「ニッコンホールディングスグループ基本理念」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に従い、法令及び定款を順守するとともに、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を醸成するため、取締役自らによる率先垂範と従業員への周知徹底に取り組む。

(2) 当社は、コンプライアンスと社会的責任を果たすことを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスに関する諸施策については、これを法務部に一元的に主管させ、コンプライアンス体制及び内部統制の整備や推進活動を行い、コンプライアンスの徹底を図る。

(3) 当社のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、グループ管理部及び各部門の

責任者を中心に運営する。

(4) コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスに関する社内規程に沿って、ニッコンホールディングスグループ全体におけるコンプライアンスに関する重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。また、必要に応じて取締役会に報告、助言を行う。

(5) 法務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画、推進を担当する。

9 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

(1) 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程（文書・情報の保管・管理に関する諸規程）を制定し、それに従い適切に保存・管理を行う。

(2) 上記社内規程には、保存・管理の対象とすべき情報の明確化、保存期間と管理方法、情報セキュリティポリシーの制定、情報の保存・管理のための組織の制定と必要な権限の付与、情報の漏えい、滅失又は紛失時の対応方法の制定を含む。

10 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制（同項第2号、同項第5号ロ）

(1) 当社は、ニッコンホールディングスグループ全体のリスク管理を体系的に実施するために「リスク管理規程」を定める。

(2) 当社は、その運用にあたって、リスク管理委員会を設置の上、リスク管理責任者を任命し、職務分掌の制定を行い、必要な権限を付与する。

(3) リスク管理委員会は、ニッコンホールディングスグループ全体で予見されるリスクの識別・分析・評価、企業戦略と整合性をもち経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理、その具体的な計画の策定、リスク管理体制の有効性の検証、リスク管理に関する取締役会への報告事項の明確化等を行う。

(4) ニッコンホールディングスグループのリスク管理責任者は、当社の「リスク管理規程」に則り、リスクの管理状況を当社リスク管理委員会に報告する。

(5) リスク管理委員会は、定期的にニッコンホールディングスグループのリスク管理に関する事項を取締役会に報告する。

11 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同項第3号）

(1) 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する取締役会で決定を行う。

(2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する重要事項を決定し、経営計画及び各部門の業務計画等の進捗状況及び実施状況等を、定期的に監督する。

(3) ニッコンホールディングスグループは、取締役の職務分担、各部門の職務分掌を明確にし、権限の付与により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- 12 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同項第4号、同項第5号二）
  - (1) ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与する。この目的を達するため、ニッコンホールディングスグループは、2007年10月に制定した「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を、全従業員が一丸となって実践する。
  - (2) 当社は、コンプライアンス等に関する情報の通報のため、「コンプライアンス ホットライン（社内外からの通報制度）」を設置する。コンプライアンス推進委員会は、同ホットラインで通報された案件を審議し、適正な対応を行う。
  - (3) 内部監査部門は、コンプライアンス体制の整備、有効性の検証を行う。
  
- 13 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（同項第5号）
  - (1) 当社は、子会社を管理する専任部署を設置し、責任者を任命の上、「関係会社規程」に基づき、子会社の業務等を管理する体制とする。
  - (2) 子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役役に報告する。
  - (3) 子会社は、当社の内部監査部門及び監査等委員である取締役の監査の対象とする。
  - (4) 当社は、親会社である当社において、子会社が不当な行為を行わないように監視する体制、また、親会社が、不当な行為を子会社に指示したときに、子会社がそれに従わなくてもよい体制を整備する。
  - (5) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。
  
- 14 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
ニッコンホールディングスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、反社会的勢力とは、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて一切の関係をもたない。
  - (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
ニッコンホールディングスグループは、反社会的勢力排除に向け、各総務部門を対応部署とし、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築し、情報交換、各種研修への参加等により連携強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社及び子会社においては、社会的責任を果たし、持続的成長の妨げとなる全ての事象を対象にリスクを管理するとともに、法令や社会的規範、倫理行動規範を含む社内規則を遵守し、適正な業務遂行を図ること、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、リスク管理委員会・コンプライアンス推進委員会等の各委員会体制を整備しています。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行の適正性を高め、ガバナンスを強化するために、2019年12月に関係会社規程を改定し、運用しています。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

### ① 重要な会議の開催状況

当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は14回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が4名在籍しました。その他、監査等委員会は14回、経営戦略会議は12回、コンプライアンス推進委員会は1回、リスク管理委員会は4回、サステナビリティ委員会は2回、指名委員会は1回、報酬委員会は1回開催しました。

### ② 監査等委員である取締役の職務の遂行について

ア. 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を行うとともに当社の取締役、執行役員、及び当社の主な子会社の取締役から職務の執行状況を受け、必要に応じ説明を求めました。

イ. 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換を実施しました。

ウ. 監査等委員会は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合の実施と、被監査部門へ合同で監査を実施しました。

### ③ 主な教育・研修の実施状況について

当社及び子会社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するために、当社の倫理・行動規範「ニッコンホールディングスグループ基本理念」「ニッコンホールディングスグループ行動指針」とマニュアル等に基づき、主に、環境、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、及び財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しました。

### ④ 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社及び子会社を含め、業務監査を実施しました。

### ⑤ 内部統制と情報伝達を容易にする体制について

会社内外から情報を得る仕組みとして、「コンプライアンス ホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員及び従業員が情報提供・相談できる体制を構築しています。

### ⑥ 財務報告に係る内部統制について

当事業年度における当社及び子会社の全社統制、決算処理統制、IT統制、業務処理統制の整備と運用状況の評価を実施し、開示すべき重要な不備は存在しないことを確認しました。

⑦ 反社会的勢力排除について

当社及び子会社において、お取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対し、倫理・行動規範の教育をすることで反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

**(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,316	12,332	180,131	△6,187	197,593
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,472		△4,472
親会社株主に帰属する当期純利益			14,741		14,741
自己株式の取得				△639	△639
自己株式の処分			△59	217	158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	10,209	△422	9,786
当 期 末 残 高	11,316	12,332	190,340	△6,609	207,380

(単位：百万円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	10,295	△187	46	10,154	320	222	208,290
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,472
親会社株主に帰属する当期純利益							14,741
自己株式の取得							△639
自己株式の処分							158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674	1,995	△376	943	△92	106	957
当 期 変 動 額 合 計	△674	1,995	△376	943	△92	106	10,744
当 期 末 残 高	9,621	1,807	△330	11,098	227	328	219,035

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社は51社であり、主要な連結子会社は次のとおりであります。

日本梱包運輸倉庫(株)  
(株)日本陸送  
(株)メイコン  
日本運輸(株)  
(株)オートテックジャパン  
中越テック(株)  
(株)イトー急行  
NK PARTS INDUSTRIES, INC.

当連結会計年度より日輸商事株式会社は、株式会社オートテックへ吸収合併され消滅したため、連結対象から除外しております。また、株式会社安川トランスポートの株式86%取得し、株式会社ニココン北九へ社名変更を行い連結子会社としております。

- ② 非連結子会社は、(株)セフテック他19社であります。

非連結子会社は総資産・売上高・当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）の観点からみてもいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外したものであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

「非連結子会社」9社及び「関連会社」富田－日梱儲運（広州）有限公司及び日本陸送(株)に対する投資については、持分法を適用しております。

なお、「非連結子会社」NKV LOGISTICS LTD.、KOLAR LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、TAPUKARA LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、NIPPON KONPO VIETNAM REAL ESTATE CO., LTD.、PT. NK INDO LOGISTIK、PT. NKI GUDANG KEMAS、NIPPON KONPO (MALAYSIA) SDN. BHD.、NKM LOGISTICS SDN. BHD.、築地リアルエステート(株)、(株)太田国際貨物ターミナル及び「関連会社」S&Nロジスティクス(株)、広州東風日梱物流有限公司については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）の観点からみてもいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので持分法の適用から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日梱物流（中国）有限公司、日梱重慶物流有限公司、NKP MEXICO, S.A. de C.V. 及びNK LOGISTICA MEXICO, S.A. de C.V.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### a. 有価証券

ア. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

###### イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

###### b. デリバティブ

時価法

###### c. 運用目的の金銭の信託

時価法

###### d. 棚卸資産

原材料……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### a. 有形固定資産（リース資産を除く。）

主として定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

工具、器具及び備品 4～10年

###### b. 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、当社及び連結子会社のソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

###### c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- c. 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- d. 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### a) 運送事業

運送事業については顧客からの依頼に基づき貨物輸送を実施することを履行義務として識別しております。主として貨物の運送開始時から貨物の到着又は受取人の検収までの貨物輸送サービスの提供に伴って履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

#### b) 倉庫事業

倉庫事業については顧客からの依頼に基づき保管及び入出庫業務を提供することを履行義務として識別しております。契約に則り定められた保管業務、及び保管貨物に係る入出庫業務について顧客から要請されたサービスの提供が完了した時点においてそれら契約の履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

#### c) 梱包事業

梱包事業については貨物の包装業務や物流現場における作業を提供することを履行義務として識別しております。顧客の指示に基づいて依頼された作業が完了した時点において履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

#### d) テスト事業

テスト事業については主に輸送機器に関連するテスト業務を実施しており、一定期間の作業を通じてアウトプットされる成果を提供することを履行義務として識別しております。当該サービスは受注した案件が一定期間にわたって実施されることから、作業の進捗度に基づき履行義務が充足さ

れると判断し、収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、いずれの事業におきましても履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヵ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生額について発生年度に費用処理することとしております。

b. 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象……借入金及び売掛金

3) ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

4) ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」と

いう。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社及び国内連結子会社は、主として貨物の運送開始時から貨物の到着又は受取人の検収までの貨物輸送サービスの提供に伴って履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当会計期間の売上高は126百万円減少し、売上原価は80百万円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ45百万円減少しております。なお、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1)収益の分解情報

当該事業年度に認識した収益を主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項は下記のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計	調整額	連結計算書 類計上額
	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	計				
売上高									
自動車	24,801	8,689	17,668	21,189	72,348	972	73,321	－	73,321
自動車部品	21,232	9,509	9,309	556	40,609	1,673	42,282	－	42,282
住宅	15,547	3,030	7,837	－	26,414	156	26,571	－	26,571
農機	4,625	1,520	924	20	7,091	126	7,217	－	7,217
食品・飲料	1,459	2,170	617	－	4,248	55	4,303	－	4,303
新聞・出版物	4,614	0	0	－	4,615	－	4,615	－	4,615
その他	18,057	9,069	8,005	97	35,229	2,947	38,177	－	38,177
顧客との契約 から生じる収益	90,338	33,990	44,363	21,863	190,556	5,933	196,490	－	196,490
その他の収益	－	609	－	－	609	1,059	1,669	－	1,669
外部顧客への 売上高	90,338	34,600	44,363	21,863	191,166	6,993	198,159	－	198,159
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	313	285	403	26	1,028	2,603	3,632	△3,632	－
計	90,652	34,886	44,766	21,890	192,195	9,596	201,791	△3,632	198,159

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通関事業及び自動車の修理事業等を含んでおります。

#### (2) 収益を理解するために基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 232,328 百万円

無形固定資産 2,173 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各事業拠点が所有する固定資産について、他の資産又は資産のグループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、次年度の予算及び中期経営計画を基礎としており、新規受注の獲得見込等を含む売上高の増加に一定の仮定をおいて見積もっております。これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額は166,443百万円であります。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増	加	減	少	当期末株式数
普通株式(株)	68,239,892		—		—	68,239,892

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	2,234	34	2021年3月31日	2021年6月8日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	2,237	34	2021年9月30日	2021年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,294	35	2022年3月31日	2022年6月8日

(3) 当連結会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 161,000株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として行っており、投機目的には行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヵ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあります。

営業外債務である設備関係支払手形、営業外電子記録債務は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、事業部及び営業所におい

て取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社も当社と同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用規程に従って格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブについては、信用リスクを軽減するため格付の高い発行体に限定して取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対し、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、運用規程に基づき担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスクの管理）

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1) 有価証券及び投資有価証券	18,715		18,711		△3
資産計	18,715		18,711		△3
(2) 社 債	50,000		50,031		31
(3) 長 期 借 入 金	13,210		13,196		△13
負債計	63,210		63,228		18

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「設備関係支払手形」、「営業外電子記録債務」これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

2.市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,652

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び 投資有価証券				—
株式	18,259			18,259
社債		452		452
資産計	18,259	452	—	18,711

②時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債		49,668		49,668
長期借入金		13,196		13,196
負債計	—	62,865	—	62,865

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

a.有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格を用いて評価しておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

b.社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の発行期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

c.長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸物流施設、賃貸商業施設や賃貸オフィスビル等を有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

## (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
賃貸等不動産	17,913	22,240
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	7,665	8,121

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づき算定した金額であります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,334円70銭

1株当たり当期純利益金額 224円41銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 223円81銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(1) 1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	14,741
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	14,741
普通株式の期中平均株式数 (千株)	65,689
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—
普通株式増加数 (千株)	174
(内 新株予約権 (千株))	(174)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	11,316	11,582	1,426	92,280	△6,187	110,418
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△4,472		△4,472
当 期 純 利 益				8,425		8,425
自 己 株 式 の 取 得					△639	△639
自 己 株 式 の 処 分				△59	217	158
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	3,893	△422	3,471
当 期 末 残 高	11,316	11,582	1,426	96,173	△6,609	113,889

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	10,208	10,208	320	120,947
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△4,472
当 期 純 利 益				8,425
自 己 株 式 の 取 得				△639
自 己 株 式 の 処 分				158
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△614	△614	△92	△706
当 期 変 動 額 合 計	△614	△614	△92	2,764
当 期 末 残 高	9,594	9,594	227	123,712

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

項 目	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	50	16	82,000	10,213	92,280
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△4,472	△4,472
当 期 純 利 益				8,425	8,425
自 己 株 式 の 処 分				△59	△59
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△0		0	—
別 途 積 立 金 の 積 立			5,000	△5,000	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	5,000	△1,106	3,893
当 期 末 残 高	50	15	87,000	9,107	96,173

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

- a. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- b. 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- c. その他有価証券
  - 市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ 運用目的の金銭の信託

時価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	10～20年
機械及び装置	7～12年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	5～15年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### ① 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業については、自社保有物件を活用し物流周辺事業を主とした事業用地の取得や商業スペースの不動産賃貸を行っております。当該不動産賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。

なお、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヵ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① ヘッジ会計の方法

###### a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

###### b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象……借入金及び売掛金

###### c. ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

###### d. ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,413百万円であります。

(2) 偶発債務

債務保証

以下の関係会社の金融機関からの借入及び有料道路使用料の支払に対して債務保証を行っております。

NIPPON KONPO INDIA PRIVATE LTD. 74百万円 (608千米ドル)

NIPPON KONPO (MALAYSIA) SDN. BHD. 31百万円 (1,100千リンギット)

NKM LOGISTICS SDN. BHD. 63百万円 (2,200千リンギット)

A.N.I. LOGISTICS, LTD. 33百万円

NIPPON KONPO (THAILAND) CO., LTD. 74百万円

狭山日梱株式会社 36百万円

小川日梱株式会社 30百万円

鈴鹿日梱株式会社 39百万円

藤沢日梱株式会社 26百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 10,201百万円

長期金銭債権 30,911百万円

短期金銭債務 20,970百万円

(4) 関係会社の売掛債権譲渡残高 614百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益高 8,746百万円

営業原価高 52百万円

営業取引以外の取引による取引高 1百万円

## 4. 収益認識に関する注記

収益を理解するために基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増	加	減	少	当期末株式数
普通株式(株)	2,506,469		278,009		61,200	2,723,278

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得	277,800株
単元未満株式の買取りによる取得	209株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	61,200株
---------------	---------

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	10百万円
未払事業税	20百万円
減損損失	23百万円
長期末払金	54百万円
子会社株式評価損	423百万円
新株予約権	69百万円
会社分割に係る子会社株式	745百万円
その他有価証券評価差額金	37百万円
譲渡損益調整	135百万円
その他	55百万円
繰延税金資産小計	<u>1,576百万円</u>
評価性引当額	<u>△601百万円</u>
繰延税金負債との相殺	<u>△974百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>-百万円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△4,272百万円
譲渡損益調整	△328百万円
その他	△7百万円
繰延税金負債小計	<u>△4,608百万円</u>
繰延税金資産との相殺	<u>974百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△3,633百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△3,633百万円</u>

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
日本梱包運輸倉庫(株)	100	子会社	設備資金及び運転資金の貸付	13,750	短期貸付金	6,000
			設備資金及び運転資金の回収	9,000	長期貸付金	19,000
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	89,078	預り金	5,820
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	91,440		
(株)オートテック ジャパン	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	21,432	預り金	2,679
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	20,530		
(株)日本陸送	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	12,108	預り金	1,360
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	13,056		
日本運輸(株)	100	子会社	設備資金の貸付	2,800	短期貸付金	410
			設備資金の回収	205	長期貸付金	4,085
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	14,115	預り金	2,789
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	13,947		
(株)イトー急行	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	8,490	預り金	581
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	8,836		
(株)メイコン	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	4,271	預り金	1,213
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	4,209		
トランスポートジ ャパン(株)	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	2,186	預り金	178
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	2,179		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金及び預り金の金利については、市場の実勢金利を勘案し、合理的に決定しております。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	1,884円78銭
1株当たり当期純利益金額	128円26銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	127円92銭

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。